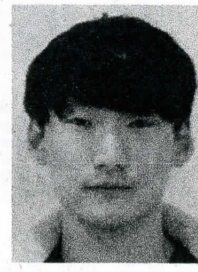


指名手配被疑者の 検挙にご協力を！



警察庁指定重要指名手配被疑者（捜査特別報奨金制度対象事件）4名



11月

木津南交番
0774-71-0110
木津警察署
0774-72-0110

【殺人】
(こぐれ ひろし)
小暮 洋史
57歳
身長170cm位
【問合せ】
群馬県高崎北警察署
電話 027-371-0110
フリーダイヤル 0120-547-590

【殺人】
(おばら かつゆき)
小原 勝幸
46歳
身長170cm位
【問合せ】
岩手県宮古警察署
電話 0193-64-0110

【殺人・凶器準備集合】
(みたて しんいち)
見立 真一
47歳
身長167cm位
【問合せ】
警視庁麻布警察署
電話 03-3479-0110

【殺人・殺人未遂】
道路交通法違反
(はった よいち)
八田 與一
30歳
身長175cm位
【問合せ】
大分県別府警察署
電話 0977-21-2131

女性に対する暴力をなくす運動！

毎年11月12日から25日までの間に「女性に対する暴力をなくす運動」が全国で行われます。この機会に京都では、この期間にDV（ドメスティック・バイオレンス）など、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため地方公共団体や女性団体やその他の関係団体と連携・協力し、社会の意識啓発など女性に対する暴力問題の取り組みを強化していく。

暴力問題は決して許されるものでないため、特に女性に対する暴力については早急に対応していく必要がある。

悩んだら警察に相談へ！！



9月から生活道路の法定速度が30kmに！

令和8年9月1日から改正道路交通法施行令が施行され、

生活道路での自動車の法定速度が60km/hから30km/hに変わりました。

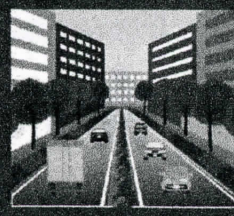
- 「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用される中央線や中央分離帯などがなく、比較的狭い道路のことです。
- 道路標識・標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。
- 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などを踏まえて、安全な速度で走行しましょう。

▽以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▽

1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



2 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4 自動車専用道路



知ってほしい

犯罪被害者のこと

～わたしにも できる支援が ここにある～

開催日時

11月27日（金）午前10時～午後3時まで

開催場所

イオンモール高の原 2階平安コート

開催内容

- 映像上映
犯罪被害者支援に関する啓発動画の放映
- 一行詩
犯罪被害者遺族の講演を聴講した龍谷大学付属平安
高等学校生による一行詩（書画）の作品を展示します
- 京都府警察音楽隊による広報コンサート
午後0時30分～午後1時15分までの間、京都府警
察音楽隊による広報コンサートを開催します

11月1日から12月1日は犯罪被害者月間です

犯罪被害はいつ誰の身に降りかかるかわかりません

あなたや大切な人が被害にあうかもしれません

「私には関係がない」そう思わずに、目を向けてみませんか



＊京都府警察

